

コロナ禍における政治資金パーティーのオンライン開催及びリアル・オンラインのハイブリッド開催などインターネットを用いた開催に関する質問主意書

提出者 中谷一馬

コロナ禍における政治資金パーティーのオンライン開催及びリアル・オンラインのハイブリッ

ド開催などインターネットを用いた開催に関する質問主意書

政治資金規正法第八条の二において、政治資金パーティーは、「対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているもの」と規定されている。

そうした中、総務省にインターネットを用いた政治資金パーティーの開催に関する見解について伺ったところ、「一般論としては、物理的に人を集めずオンラインで催物を開催することは、政治資金規正法上の政治資金パーティーと解することは難しいと考えている。」とのことであった。

しかしながら、『逐条解説 政治資金規正法（第二次改訂版）』において「催物」とは、「人を集めて行う様々な会合などのことをいう」とされており、なぜ物理的に人を集める必要があるという解釈になるのか理解が及ばない。

また、同逐条解説において「催物」とは、「屋内で行われるか屋外で行われるかは問わない」とわざわざ

記載してあることを踏まえれば、「物理的に」人を集めて行う様々な会合と、「オンラインで」人を集めて行う様々な会合が区別される理由が理解できない。

また、社会通念上も特にコロナ禍以降は、オンラインでの会合開催が一般的になっているのではないかと考える。

そこで何うが、政治資金パーティーを開催するに当たり、オンライン開催（参加者を物理的に集めず、オンラインで参加者と映像・音声を共有し、コミュニケーションを行う開催形式）及びリアル・オンラインのハイブリッド開催（政治資金パーティーの会場に参加者を集めるのと同時に、オンラインで会場外の参加者にその映像・音声を共有し、コミュニケーションを行う開催形式）などインターネットを用いた開催が否定される根拠について政府の見解を伺いたい。

右質問する。